

2 a 未満の農業用施設等の設置について

農地に農業用施設を設置する場合は、原則として農地転用の許可が必要ですが、次のいずれかの要件に該当するときは、農地法施行規則第29条第1号の規定により農業委員会への届出となります。

農地法施行規則第29条第1号の要件

- (1) 耕作の事業を行う者が、その農地をその者の耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のための農業用施設に供する場合

※ため池、排水路、階段工、土留工、防風林、防護柵等の災害を防止するために必要な施設及びかんがい排水施設、農道等の土地の農業上の効用を高めるために必要な施設が該当する。

- (2) 耕作の事業を行う者が、その農地（2アール未満のものに限る。）をその者の農産物の育成又は養畜の事業のための農業用施設（農業生産活動に必要不可欠となる施設に限る。）に供する場合

※① 農業生産活動に必要不可欠となる施設とは、育苗施設や温室等の農作物の生育に必要な施設のほか、生産した農作物を出荷するまでに必要な乾燥施設や選果場等の集出荷・貯蔵・調製等のための施設、農業生産活動で生じたもみ殻等の農業廃棄物や養畜の事業で生じた家畜ふん尿を処理するための施設であり、その規模が2アール未満であれば該当する。

また、農業用施設に附帯して設置される駐車場、トイレ、更衣室、事務所等についても、耕作又は養畜の事業のために必要不可欠なものであり、その規模が2アール未満であれば含まれる。農業者が開設し、来場者が農作物の収穫を行う農園（いわゆる観光農園）に附帯して設置される駐車場やトイレ等についても、その規模が2アール未満であれば含まれる。

なお、カントリーエレベーターなどの穀類共同乾燥調製貯蔵施設や、農業廃棄物処理施設や家畜ふん尿処理施設であっても地域内の農業者で共同利用する施設は該当しない。同様に、本体施設に附帯して設置される駐車場やトイレ等についても該当しない。

- ② 農業用施設への進入路その他の関連施設については、当該農業用施設への進入路をコンクリートで舗装するなど農業用施設を利用する上で不可欠な施設を整備する場合には、これを農業用施設と一体のものとして取り扱い、当該農業用施設に供する面積と進入路等として整備する面積の合計が2アール未満であれば該当する。

- ③ 農業用施設を複数箇所又は複数回にわたって設置する場合の取扱いについては、同一の事業主体が一連の事業計画の下に転用しようとするときの農地の面積の合計が2アール未満であるか否かで判断し、その合計が2アール未満であれば該当する。

届出の必要書類

- (1) 農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出書
- (2) 位置図（住宅地図の写し等）
- (3) 土地登記事項証明書（全部事項証明書）

※法務局で3か月以内に交付を受けたもの。原本の還付を希望する場合は、原本とそのコピーを持参する。

※登記名義人の住所・氏名に変更がある場合は、住民票、戸籍の附票など変更経緯がわかる書類を添付する。

- (4) 公図の写し
- (5) 土地利用計画図
- (6) 施設の概要図（施設の平面図・立面図等構造が分かるもの）
- (7) 土地所有者の同意書（賃借人が貸借地を転用する場合）
- (8) 地積測量図又は求積図（筆の一部を転用する場合）
- (9) 農地法以外の法令の許可申請書等の写し（他法令の許可等が必要な場合）
※都市計画法施行規則第60条の規定に係る証明書交付申請書の写し等
- (10) 委任状（代理人が届出を行う場合。押印が必要）

■問い合わせ先：袖ヶ浦市農業委員会事務局 TEL：0438-62-3918